

7月1日^(注)から 産地情報の伝達が必要となります。

米トレーサビリティ法とは…

(米トレーサビリティ法)

問題が発生した場合などに、流通ルートを手早く特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務付けるものです。

※この制度の対象になるのは、下記対象品目の販売・輸入・加工・製造又は提供の事業を行う全ての方（生産者含む）です。



【米穀事業者の方】

○対象品目である米・米加工品を取引、事業所間の移動、廃棄などを行った場合には、その記録を作成し、保存する必要があります。（原則3年間保存。下記の記録事項が記載されている伝票等（納品書、規格書、領収書等）があれば、その保存で可。）

・対象品目 … 穀、米粉、米こうじ、米飯類、もち、だんご、米菓、
清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

・記録事項 … 品名、産地（注）、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所 等

○対象品目である米・米加工品（非食用のものは除く）を、他の事業者へ譲渡したり、一般消費者へ販売・提供した場合は、産地情報の伝達が必要です。（平成23年7月1日（注）施行）

【消費者の方】

○平成23年7月1日（注）から、米や米加工品の商品の容器や包装、外食店や小売店等で原料米の産地がどこなのか確認できます。

（注）産地情報の伝達は、平成23年7月1日以降に生産者から出荷された米穀が対象となります。

【問い合わせ先】 九州農政局消費・安全部 地域第四課 0968-25-2137